

先端技術分野参入・活用支援実施要領

(目的)

第1 航空宇宙、IoT、アバターなどのいわゆる「先端技術分野」に対して、公益財団法人大分県産業創造機構（以下、当機構）の職員による技術・設備導入支援、マッチング、販路拡大、DXなど、多方面からの伴走支援を実施することで、同分野への参入・活用を実現することを目的とする。

(支援の対象)

第2 支援の対象は、県内に本社もしくは事業所を置く中小企業支援法第2条に規定する中小企業者で、以下の1号から3号のすべての要件を満たすものとする。

- 1 「先端技術分野」への参入・活用を目指す意欲が十分であると認められること。
- 2 支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(支援体制)

第3 支援体制は、経営支援課、取引振興課、地域産業育成課及び 総務企画課の職員のうち、主担当、副担当をもって支援を実施する。

(申請)

第4 支援を希望する中小企業者は、定められた期間に申請書（様式1）を提出するものとする。

(決定)

第5 支援する中小企業者（以下、「支援企業」という。）の決定は、当機構事務局長決裁にて行うものとする。

(支援回数)

第6 支援回数は、6回～10回程度とする。

(附 則) この要領は、令和5年5月15日から施行する。